

事務所ニュース

中村敏雄事務所

〒650-0015 神戸市中央区多聞通3丁目2番12号

ファースビル4F

TEL : (078) 351-3137 FAX : (078) 371-6101

E-mail : naka-jim@rapid.ocn.ne.jp



平成29年12月25日発行 ~第158号~

労災保険率が改正されます。

平成30年4月1日より

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第2項に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされています。平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、平成30年4月1日に労災保険率の一部が改正されます。又、建設業関係の労務比率の一部と、特別加入保険料率の一部もあわせて改正されます。

家事支援業務に係る作業に関する特別加入制度が拡充されます。

平成30年4月1日より

家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象となっていないませんでした。

しかし、災害発生状況等に関する調査の結果や、既に特別加入対象となっている介護作業従事者との就業形態の類似性に鑑み、家事支援従事者は業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること等が認められるため、任意加入である特別加入制度の対象とするように改正されます。

労災の介護（補償）給付の額が引き上げられます。

平成30年4月1日より

労災保険の介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額は、毎年人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて見直しを行うこととしており、平成29年8月に出された勧告率（+0.15%）に基づき、以下のように改定されます。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>105,290 円</u> (105,130 円)	<u>57,190 円</u> (57,110 円)
随時介護を要する者	<u>52,650 円</u> (52,570 円)	<u>28,600 円</u> (28,560 円)

※（ ）内は現行額

基礎年金番号とマイナンバーの結びつけが行われます。

1. 主旨

日本年金機構では、今後、マイナンバーを利用して厚生年金保険被保険者やその被扶養配偶者（以下「被保険者」という）の氏名及び住所変更の届出省略や届出の添付書類の省略等に向け、基礎年金番号にマイナンバーを結びつける事業を進めています。

しかしながら、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票に記載されている情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない被保険者が存在しています。

このため、日本年金機構は、当該被保険者の一覧「マイナンバー等確認リスト」を事業主へ送付し、事業主からマイナンバー等の提出を受けて、当該被保険者の基礎年金番号とマイナンバーの結びつけを行います。

○根拠法令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）、厚生年金保険法施行規則第130条、国民年金法施行規則第134条

2. スケジュール

マイナンバー等確認リストの送付予定：平成29年12月中旬から翌1月上旬

マイナンバー等確認リストの提出期限：平成30年1月末

このリストは平成29年10月3日時点の記録に基づいて作成されています。

尚、該当者がいない事業所には「マイナンバー等確認リスト」は送付されません。

3. リストの内容

リストに記載されている方は、機構が保有している被保険者の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票の情報が相違している等の理由から、機構においてマイナンバーの確認が行えない方です。リストにあらかじめ記載されている情報は、機構に対して郵送先住所（居所）を届出されていたり、氏名変更等の届出がされていない等の理由により、4情報のいずれかが住民票の情報と相違している可能性があります。

※リストに記載のない被保険者につきましては、機構においてマイナンバー（またはマイナンバー非保有理由）を確認済です。

4. 手続き

①確認対象者（被保険者）のマイナンバーをご記入下さい。

②リストに記載されている情報と事業所で把握している情報を確認して、下記のパターンごとにリストを記入してください。

＜パターン1：通知書等郵送先住所（居所）を届出されている場合＞

リストの「住民票住所」欄に事業所で把握している住所（住民票住所）を記入して下さい。

＜パターン2：氏名、性別、生年月日または住所が異なる場合＞

リストの「相違項目」欄の該当項目に○を記入して下さい。（住所が異なる場合は「住民票住所」欄に事業所で把握している住所（住民票住所）を記入して下さい。

③リスト・回投票を返信用封筒【特定記録郵便】に入れ、郵便局窓口へ持参して下さい。